

別紙2 プロポーザル方式実施説明書（公募型プロポーザル方式用）

プロポーザル方式実施説明書

第1章 プロポーザル参加に係る手続き等

1 プロポーザルの概要

(1) 業務の概要

ア 業務委託名 第8期うるま市障害福祉計画・第4期うるま市障害児福祉計画策定事業委託業務

イ 業務内容 障害者総合支援法に定められた障害福祉計画（第7期うるま市障害福祉計画）及び児童福祉法に定められた障害児福祉計画（第3期うるま市障害児福祉計画）の計画期間が令和8年度に終了するにため、計画の見直しを行う必要がある。そのため、本市の現状と課題を把握・整理し、障害福祉サービスをはじめ日常生活を支援する各分野の事業・施策を掲げる計画の策定に係る業務を委託する。詳細は、うるま市第8期うるま市障害福祉計画・第4期うるま市障害児福祉計画策定事業委託業務仕様書（別紙3）のとおり。

ウ 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

エ 提案上限金額 9,905,500円（消費税及び地方消費税を含む）

ただし、金額は企画段階の目安であって、提案採択後、予算の範囲内で調整することがある。

※なお、積算額が提案上限金額を上回る場合は、プロポーザルの審査の対象外とする。

(2) 書類一覧

本プロポーザル方式で用いる書類は次のとおりとする。

1		公告文
2	別紙1	業務説明資料
3	別紙2	プロポーザル方式実施説明書
4	別紙3	業務仕様書
5	別紙4	評価基準表
6	別紙5	業務委託契約書（案）
7	様式1-1	参加意向申出書
8	様式1-2	添付書類一覧表（参加意向申出提出用）
9	様式2	暴力団排除に関する誓約書
10		参加申込みに必要な書類一式
11	様式3	参加資格確認結果通知書
12	様式4	質問書

1 3	様式 5	質問回答書
1 4	様式 6	公募型プロポーザル応募申請書
1 5		企画提案書
1 6		企画提案補足資料（任意）
1 7	様式 7	会社概要書
1 8	様式 8	業務実績調書
1 9	様式 9	業務実施体制調書
2 0	様式 1 0	管理技術者調書
2 1	様式 1 1	個人情報保護への対応
2 2		業務工程表
2 3		見積書
2 4	様式 1 2	一次審査結果及び二次審査の実施について
2 5	様式 1 3	結果通知書
2 6	様式 1 4	辞退届

（3）スケジュール

本プロポーザル方式におけるスケジュールは次のとおりとする。

公告（公募開始）	令和8年2月16日（月）
参加申込書受付期間	令和8年2月17日（火）から令和8年2月25日（水）17時
参加資格確認結果通知書交付日	令和8年3月2日（月）
質問書受付期間	令和8年2月17日（火）から令和8年2月27日（金）17時
質問書へ回答の公表	令和8年3月4日（水）
企画提案書等提出期間	令和8年3月3日（火）から令和8年3月12日（木）17時
1次審査結果通知日	令和8年3月17日（火）
2次審査（プレゼンテーション）	令和8年3月23日（月）
2次審査結果通知日	令和8年3月26日（木）※予定
契約締結	令和8年3月30日（月）※予定

2 担当部署及び問い合わせ先

〒904-2292 うるま市みどり町1丁目1番1号

うるま市福祉部障がい福祉課

電話 098-979-8781 FAX 098-973-5103

メールアドレス syougai-ka@city.uruma.lg.jp

3 参加するために必要な資格

次に掲げる要件を満たす者

- (1) 沖縄県内に事業所（本店又は支店）を置く法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 令和7・8年度うるま市入札参加資格の認定を受けている者であること。
 - イ 引き続き1年以上業務を営んでおり、入札参加資格審査申請に準じた書類を参加意向申出書の提出期限日までに提出できる者。
- (4) 本実施説明書や業務仕様書等に記載された事項をすべて了解する者。
- (5) 法人税、市県民税、消費税及び地方消費税を滞納していない者。
- (6) うるま市の業務委託及び物品調達等に係る競争入札への参加停止処分を受けていないこと。また、入札参加有資格業者以外の者にあっては、指名停止措置要綱に定める措置要件に該当する行為を行っていないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (8) 自己又は自社の役員等が以下の要件のいずれにも該当するものでないこと及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）
 - イ 暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (9) 警察当局から暴力団員が実質的に支配する法人又はこれに準ずるものとして、うるま市発注業務からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- (10) 別添業務仕様書で定める業務委託内容について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できる者。

4 応募手続き等

(1) 参加に必要な書類の提出

本プロポーザルの参加希望者は、次により本プロポーザルの参加に必要な書類の提出をすること。

- ① 受付期間 令和8年2月17日(火)から令和8年2月25日(水) 17時まで(必着)
※台風等の自然災害により市役所が閉庁になった際は、警報解除後等の最初の開庁日の翌日の午前中までに提出を行うこと。
- ② 提出先 うるま市福祉部障がい福祉課障がい福祉係 担当：仲間
- ③ 提出方法 持参又は郵送
(郵送の場合は書留郵便とし、受付期間の最終日までに必着とする。)

④ 提出書類

(ア) 参加意向申出書(様式1-1)

(イ) 参加資格を確認するために必要な書類

※以下の書類と様式1-2添付書類一覧(参加意向申出提出用)を添えて提出すること。

- ・ うるま市又は企画提案者が所在する市町村納税(完納)証明書
(証明書の日付は提出日の3ヶ月以内)
- ・ 国税納税証明書(その3の3)(証明書の日付は提出日の3ヶ月以内)
- ・ 都道府県民税納税証明書(証明書の日付は提出日の3ヶ月以内)
- ・ 履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)
- ・ 財務諸表の写し(直近1か年の貸借対象表及び損益計算書)
- ・ 暴力団排除に関する誓約書(様式2)

(2) 参加資格確認結果通知書の交付

- ① 交付方法 参加意向申出者全てに対し電子メールで通知する。
- ② 日 時 令和8年3月2日(月)
- ③ その他 電話連絡等はしない。

(3) 参加資格がないと認められた者の理由説明要求

(2) で参加資格がないと認められた者は、市に対し、次のとおり説明を求めることができる。

- ① 提出方法 理由説明要求書の持参又は郵送
(郵送の場合は書留郵便とし、受付期間の最終日までに必着とする。)
- ② 提出期限 令和8年3月4日(水) 17時まで
- ③ 提出先 うるま市福祉部障がい福祉課障がい福祉係 担当：仲間
- ④ 様式 任意様式

(4) 質問書の提出及び回答

① 質問書受付期間

令和8年2月17日(火)から令和8年2月27日(金)17時まで(必着)

② 提出方法

業務仕様書等に関して疑義のある場合は、質問書（様式4）に記入し、公告にある問い合わせ先に電子メールにて行うこと。なお、件名を「【質問】第8期うるま市障害福祉計画・第4期うるま市障害児福祉計画策定事業公募型プロポーザル」とし、メール送信後は電話連絡により確認を行うこと。

③ 回答方法

市ホームページへ随時、回答内容を掲載する。なお、最終回答日は令和8年3月4日(水)とする。

5 参加資格の喪失

(1) 参加意向申出書の提出期限の日から受託候補者の特定の日までの間に次のいずれかに該当することになった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとする。

- ① 第1章3に規定する当該業務委託に係る参加資格の全ての要件を満たす者ではなくなつたとき
- ② 第1章4（1）④及び第2章2（2）で示す書類に虚偽の記載をしたとき

第2章 企画提案書等について

1 企画提案書、その他企画提案補足資料（以下「企画提案書等」という。）の内容

- (1) 企画提案書等は、次に掲げる内容を記載するものとする。
 - ア 業務実施方針について
 - イ 業務実施手法について
 - ウ アンケート調査について

2 企画提案書等の提出

- (1) 提出期間 令和8年3月3日(火)から令和8年3月12日(木)17時まで(必着)
- (2) 提出先 うるま市福祉部障がい福祉課障がい福祉係 担当：仲間
- (3) 提出書類
 - ① 公募型プロポーザル応募申請書
 - ② 企画提案書（任意様式）
 - ③ 企画提案補足資料（任意）
 - ④ 会社概要書（様式7）
 - ⑤ 業務実績書（様式8）

- ⑥ 業務実施体制調書（様式9）
- ⑦ 管理技術者調書（様式10）
- ⑧ 個人情報保護への対応（様式11）
- ⑨ 業務工程表（任意様式）
- ⑩ 見積書（任意様式）

※積算内容が確認できる資料を添付すること。

- (4) 提出部数 11部（正本1部、副本10部）

※（3）提出書類の①～⑩を1セットとし、11部を提出すること。

- (5) 提出方法 持参又は郵送

※郵送の場合は書留郵便とし、提出期間の最終日までに必着とする。

- (6) 市からの疑義照会

期限までに提出のあった企画提案書について、後日市から照会を行うことがある。

3 企画提案書等作成にあたっての留意点

- (1) 提案は、簡潔に記述すること。
- (2) 文書を補完するためのイメージ図・イラスト等の使用は可能とする。

4 無効となる企画提案書

次のいずれかに該当する提案は、無効とする。

- (1) プロポーザル方式実施説明書第2章1及び2に定める条件に適合しない提案。
- (2) 虚偽の記載をした提案。
- (3) 第1章3に示した参加資格を有しない者の提案。
- (4) プレゼンテーションに出席しなかった者の提案。
- (5) 見積金額が、実施説明書に示した提案上限金額を超える提案。

5 企画提案書等の取扱い

- (1) 企画提案書等の作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は、本プロポーザル方式における受託候補者の特定以外の目的では使用しないものとする。
- (3) 提出された書類は、特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。
- (4) 企画提案書等の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、提出された企画提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、入札参加資格停止等の措置を行うことがある。
- (6) 受託候補者の特定は、企画提案書等を基に行うが、契約後の業務は必ずしも提案内容

に沿って実施するものではない。

- (7) 企画提案書等の提出は、1者につき1案のみとする。
- (8) 提出された書類は返却しないものとする。
- (9) 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負うものとする。

第3章 審査の手続き及び受託候補者の特定

1 企画提案書等の審査

企画提案書等の審査は、市が選定した選定委員会が次のように行う。

- (1) 審査の実施
 - ア 第1次審査（書面審査）
 - (ア) 提出された企画提案書等について、評価基準に従い書面審査を実施する。
 - (イ) 第1次審査の結果、点数が上位の3者に対し、イの第2次審査を行うものとする。
 - (ウ) 第1次審査の結果及び第2次審査の案内については、令和8年3月17日（火）
（予定）までに、書面にて通知する。
 - イ 第2次審査（プレゼンテーション）
 - (ア) 実施日 令和8年3月23日（月）（予定）詳細については対象者に別途連絡する。
 - (イ) 第2次審査は、提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するもので、提出された企画提案書の説明のために、必要な機材の使用を認める。
 - (ウ) 評価基準に従い審査を行う。
 - (エ) プrezentationへの出席者は3人以内（うち1人は業務を中心的に担当する者が望ましい。）とし、プレゼンテーション時間は1者あたり30分程度（説明20分、質疑10分程度）を予定している。
 - (オ) 指定された時間を10分以上超過しても審査会場へ来ない場合は、特段の事情がある場合を除き、辞退したものとみなす。
 - (カ) プrezentationに際しては、提出期間内に提出した企画提案書のみを用いるものとし、提出期間後の修正及び追加資料は一切受け付けない。（ただし、企画提案書の内容についてプロジェクターを用いて説明することは可とする。）
 - (キ) プrezentationに使用するスクリーン・プロジェクター・HDMIケーブルについては、市で準備する。
 - (ク) プrezentationの順番は、企画提案書提出時のくじにおいて引き当てた番号の小さい順から実施する。ただし、郵送での提出の場合は委員長にてくじをひき、提案事業者へその番号を連絡する。
 - ウ 評価基準 別紙「評価基準」のとおり。

2 受託候補者の特定

- (1) 提出された企画提案書等を審査し、最も優れている提案者を受託候補者として特定し、契約締結に向けた必要な協議を行う。なお、この協議において、受託候補者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。
- (2) 受託候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな受託候補者として手続きを行うものとする。
- (3) 最低基準点をあらかじめ設定している場合
審査の結果、いずれの提案者も最低基準点とする6割以上の点数を得られなかつた場合は、受託候補者を特定しない。
- (4) 特定・非特定の通知
提出者のうち、受託候補者として特定した者及び特定されなかつた者に対して、その旨及びその理由を書面により令和8年3月26日（木）（予定）までに通知する。

3 特定の取消

受託候補者として特定された者は、特定の日から契約締結の日までの間に、次のア、イに該当することになった場合には、当該プロポーザル方式における受託候補者としての特定は取消しするものとし、契約締結は行わないものとする。この場合、次順位の者を新たな受託候補者として手続を行うものとする。

- (1) 第1章3に規定する当該業務委託に係る参加資格の全ての要件を満たす者ではなくなつたとき
- (2) 第1章4（1）①及び第2章2（1）で示す書類に虚偽の記載をしたとき

4 審査結果に対する異議申し立てについて

- (1) 審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

第4章 その他

1 その他

本市が本プロポーザル方式のために作成した資料は、本市の了解なく公表、使用することはできないものとする。